

第18回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成20年5月29日(木) 13:30 ~ 14:55
開催場所	402会議室
出席者	石井彰会長、別所早苗副会長、渡部治委員、富澤甚五郎委員、本橋淳男委員、鈴木千恵委員、田辺道雄委員(以上7名出席) 事務局 成田企画部長、小澤市政情報課長、橋本主幹、安孫子主任
欠席者	加山茂夫委員
議題	1 平成19年度個人情報取扱事務について 2 その他
資料	1 .【資料1】平成19年度個人情報保護制度実施状況 2 .【資料2】個人情報取扱事務登録目録(平成19年度) 3 .【資料3、4】平成19年度個人情報取扱事務 各報告書 4 .【別紙1】和光市個人情報保護審議会委員名簿 5 ・広報わこう6月号

(成田企画部長より挨拶)

和光市個人情報保護条例は、平成12年に和光市情報公開条例とともに施行されました。平成17年個人情報保護法全面施行に伴い市も条例を改正し、罰則を規定するなど充実を図ってきました。市では、当然、個人情報保護を念頭におきながら行政を進めています。また、地震などの災害時には、災害弱者救出のために個人情報保護にもとづき安全に情報提供を行っていただけるよう、くらし安全課と福祉部門が協議を進めています。皆様にも引き続きご指導ご協力をお願いいたします。

* 個人情報保護条例38条1項に基づき、石井彰会長が議長となり審議会を進行。

1 平成19年度個人情報取扱事務について

* 事務局より説明

【資料1】平成19年度個人情報保護制度実施状況、広報わこう6月号参照

基準日を平成20年3月31日とした平成19年度の市が扱う個人情報

報取扱事務の登録件数、個人情報開示請求件数、及びその内訳の説明。

*** 質疑応答**

- (石井会長) 広報わこう6月号7ページの個人情報保護制度実施状況の表は、請求件数を決定内容ごとにまとめて載せ、開示決定9件分については、備考欄に「予防接種の記録3件等」とまとめて記述しています。一方、【資料1】4の個人情報の開示請求及び訂正等の請求件数並びに内訳では、広報紙で省略されている開示決定の内容全件数分の請求の内容を詳しく記述しています。広報紙でも略さずにきちんと内容を載せた方が良いのではなでしょうか。
- (田辺委員) 【資料2】No9 和光市国際交流員募集事務では、個人情報変更理由を「職名を和光市国際交流推進員から和光市国際交流員に変更するため」とあります。名称の変更を個人情報変更の手続きに入れる必要があるのでしょうか。
- (橋本主幹) 内容の変更ではなく呼び方の変更であります。必要な手続きと判断しました。
- (別所副会長) 【資料1】4の個人情報の開示請求及び訂正等の請求件数並びに内訳8の「ケース記録」とは何ですか。
- (安孫子主任) 生活保護を受けている人の相談等の記録です。
- (田辺委員) 【資料3、4】No.5「和光市国民健康保険特定健康診査等計画策定事務」とNo.6「和光市国民健康保険ヘルスアップ事業」は、裏面がNo.5とNo.6が逆になっています。
- (橋本主幹) 資料の作成ミスです。訂正をお願いいたします。
- (石井会長) 【資料1】6の個人情報の不開示決定及び不訂正等決定件数並びにその理由及び該当において、不開示決定件数は3件となっています。不服申立件数は0件となっていますが、行政の判断はスムーズに請求者に伝わっていますか。
- (橋本主幹) 今回の不開示決定3件は、請求された資料自体がなかった事によるものであり、請求者にも納得していただいています。
- (鈴木委員) 【資料1】5の個人情報の開示決定及び訂正等決定件数において、一部開示決定2件とは具体的にどのような内容ですか。
- (安孫子主任) 個人情報開示請求時に、その資料の中に請求者以外の個人情報混じっている場合、その部分を伏せて開示していま

す。

- (鈴木委員) その判断をとった場合、開示請求者とトラブルが生じることはありましたか。
- (安孫子主任) ありませんでした。
- (石井会長) 【資料2】様式第2号の個人情報取扱登録事務目録は、表題を「個人情報取扱事務のうち新規変更登録目録」としたほうがわかりやすいのではないですか。
- (石井会長) 【資料3、4】様式第2号(第3条関係)裏面、個人情報の記録の項目は大きく6項目に分かれています。そのうち「思想などに関する情報」は、表記に抵抗を感じるので表記を変更するなど様式自体を変更することはできますか。
- (安孫子主任) 様式自体の変更は可能です。ご指摘の箇所は、個人情報の記録の項目なので条例との整合を踏まえ検討してみます。

平成19年度、実施状況 承認

2 その他

- (渡部委員) 市の活性化のためにも行政に対して情報の開示請求ができるという市民への周知は必要と思いますが、市ではどのように行っていますか。
- (石井会長) 個人情報保護と行政情報開示は車の両輪のようなものと考えます。近年、個人情報保護についての過剰反応、過保護化もいわれています。基本的に情報開示に関する市の周知はどのようになっているのでしょうか。
- (渡部委員) 行政、議員、市民の3者がよりよく市政を盛り上げていければと思います。市の理念や全体の見通しなどを聞かせていただきたい。
- (成田企画部長) 和光市を含め全国的に行政が大きく変わった点は、情報公開制度ができ、役所だけが持っていた情報を市民に公開するようになった点です。和光市では、全国に先駆けて制定した市民参加条例があり、市民との協働を目玉に協働指針も作成しています。中心となるものは情報の市民との共有で、情報公開条例に基づいた情報公開、さらに、市でも広報紙を充実させ、ホームページのリニューアルを行い、市政情報コーナーも設けるなど市民への積極的な情報公開に

力を入れています。

和光市では、情報公開条例を基にした公開はもちろんの事、積極的な情報提供に力を入れながら市民と一緒に市政を行っていく考えがあります。

(石井会長) 情報公開行政を進めるにあたって、市民とのコラボレーションをはかるとの事ですが、これから、より市民の協力を得て積極的に進めるためにはどうすればいいと考えていますか。

(成田企画部長) 情報を市民が必要とするかどうかは、市政に対する関心度が関係します。市政に関心を持っていただくには、市からの情報提供が大事だと考えています。役所のことは役所に任せるのではなく、市民と市と一緒に知恵を出し合い、同じ土俵の上で話し合いながら市政を行っていきたいと考えています。やはり、情報の共有がポイントであり、情報公開については、折にふれ広報していますが、もっと市民に活用してもらえようPRをしていきます。いいアイデアがあれば教えていただければと思います。

(橋本主幹) 情報公開請求をいただく前に情報を提供する場合があるので、その分請求件数が増えないという事も考えられます。公開を請求される人の中には、制度を利用して請求したという記録を残したいという人もいるようです。ホームページに市の持つ文書目録を一覧にして出しており、そちらをご覧になって請求いただくこともできるようになっています。

個人情報保護行政に関して日ごろ感じている事について意見交換

(田辺委員) 和光市個人情報保護条例制定時、市民に対する周知はどのような方法で行いましたか。

情報公開請求時に不開示の時、不服申し立てをできる事を市民は知っていますか。広報紙が毎月発行されていますが、市民はどの程度広報紙を見ていますか。

(橋本主幹) 通常、条例を制定した場合は、広報わこうに概略を掲載します。また、ホームページには詳細を載せています。

(成田企画部長) 個人情報だけでなく大きな条例について、制定後市民にどううまく活用してもらおうかという課題は残っています。現

在は重要度に応じて広報しています。路上喫煙防止条例については、駅前でティッシュを配って啓発活動をしました。

- (鈴木委員) 現在、個人情報について災害時を想定した対策をたてていますか。
- (成田企画部長) 昨年、くらし安全課で災害時用のマニュアルを作成しました。災害弱者に対する対応は、福祉部門と協議しながら討議している段階です。
- (本橋委員) 開示請求が少ない事はすばらしく、成果がでているのではないかと思います。災害時に行政が何をしてくれるかを知る事は必要であります。市民は自ら何をすればいいかという点が欠けているように思います。行政と市民の役割を明確にし、お互い共同作業がとれるようでないといいまちづくりができないと思います。市から情報発信はしていると思いますが、市民も積極的に参加していく必要があります。また、いろいろな委員会に参加しますが、市民参加で委員会を形成するから、市では素案も示さずにそこで決めてくださいと言われる場合もあります。市は情報公開を基本として政策を展開し、企業や市民はそれに協力しながらまちづくりをしていければと思います。
- (富澤委員) 障害者に対して個人情報は厳しい問題です。住所や氏名を教えてもらえず、障害者のための会になかなか参加していただけない場合があります。
- (別所副会長) 個人情報保護法が施行されてから、学校の連絡網がなくなりました。教育委員会やその他の場合でも、個人情報の取扱いについて市政情報課に問合せや相談はありますか。
- (安孫子主任) 庁内各課で新しい事業を始める時や事務手順を変える時、個人情報の保管の仕方を工夫したいなどの相談を受けることが多いです。最近では、後期高齢者医療や特定検診の申込者の情報の取扱い、業者に対してどのような措置をすると良いか、データのやりとりの安全な方法など条例に関する事や技術的な事について相談があります。
- (橋本主幹) 広報紙で、自治会やPTA名簿を作成する際の個人情報の過剰反応について、特集を組んで掲載したことがあります。
- (別所副会長) 連絡網がないと緊急の時に困る場合があります。
- (石井会長) 本委員会では、市政情報課へ意見を述べて直接考えを聞く

事ができるので、これからも意見があれば委員会として意見書をまとめて市長に提出したり、具体的な事例に対して対策を考えることもできます。本日の会議は開催が定例的に予定されていたものですが、テーマがあったら随時開催し、情報公開や個人情報保護に関して意見を出していきたいと思います。

- (小澤市政情報課長) 個人情報保護について今何が問題かを考えた時、市職員、警察官、先生など公務員は仕事量が多く、職場で終わらない仕事を家に持ち帰る場合があり、その間に情報が漏れる事があります。8月に庁内パソコンの入替えを行います。それに合わせて情報管理機能を強化することを予定しています。
- (橋本主幹) 8月に庁内サーバを入れ替える際、資産管理システムというものを導入します。USBメモリを使用して大量データの入出力などの情報のやりとりを履歴として残せるようにします。現在は職員個人のモラルに任せている状態ですが、ログをとることにより抑止力が期待できます。
- (石井会長) 詳しいことは、実際に動き出した時に具体的に聞かせてください。
- (田辺委員) 個人情報の青い冊子で、不要になった情報の廃棄処分はどのように行っていますか。
- (橋本主幹) 現在、一部の文書は業者に預けています。年度が経過したら溶解処理により廃棄しています。市役所内の文書で特に個人情報の入っている文書は、直接職員が清掃センターへ持って行って焼却処分しています。
- (石井会長) 紙面のスペース上の制約もあると思いますが、広報誌に個人情報取扱事務登録件数、個人情報収集目的外使用、外部提供の状況を載せたほうが良いと思います。市の機関全体としての数字を挙げていただければ良いと思います。
- (小澤市政情報課長) 会議録は今日の資料を含め、欠席者にも後日まとめて郵送します。

14時55分閉会
以上